

後藤啓倫著『関東軍と満洲駐兵問題：現地軍「独断的行動」のメカニズム』

井竿，富雄
山口県立大学国際文化学部：教授

<https://doi.org/10.15017/7171744>

出版情報：政治研究. 71, pp.137-144, 2024-03-29. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



書 評

後藤啓倫著 『関東軍と満洲駐兵問題 現地軍「独断的行動」のメカニズム』

（有志舎、二〇二三年）

井 竿 富 雄

一

関東軍についての研究は多くある。評者にも全部は押さえ切れない。中国東北地方、いわゆる「満洲」の地に生まれ、当初は鉄道附属地の警備のために存在していた。ところがこの軍隊が最後は大日本帝国を滅亡に引きずり込むほどの巨大な存在となる。そのような存在ゆえに、多くの研究者の関心を引き、研究が取り組まれてきた。著者後藤氏は、以前も共著書として、吉野作造と関東軍との出会いと相剋を描いた研究があった^①。本書はその問題意識が継続した結果と言える。

本書は、関東軍をその創設前後から、満洲国出現後までの時期について明らかにしたものである。偶然であるが、本書と同時期に、及川琢英氏の著書『関東軍』^②が刊行された。及

川氏の場合、関東軍を誕生から消滅までの全期間にわたって追いかけるという長いスパンで描いたものである。今回取り扱う本書とは、アプローチや目的が異なる部分がある。それでも、同時期に同じ対象を扱うものが出てきたことは評者にとつてありがたかった。評者が本書を読むにあたっては、及川氏の著書も参考にさせていただくことにした。

以下、まずは本書の内容について明らかにしたあと、評者からの一言を述べる形で進めていくことにしたい。

二

本書の構成は以下のようになっている。項目が多いが、全部紹介する。

序章 現地軍と軍事行動の自由をめぐる

第一節 問題関心と分析資格の設定

第二節 現地軍に関する研究史と本書の課題

第三節 本書の構成

第一章 関東都督府の設立

第一節 満洲の行政機関

第二節 陸軍による関東都督府官制改正要求

第三節 寺内内閣における関東都督府官制の改正

第二章 日中陸軍共同防敵軍事協定の締結

第一節 参謀本部におけるシベリア出兵計画

第二節 日中共同防衛に関する公文の交換

第三節 日中陸軍共同防敵軍事協定の締結過程

第三章 関東軍の独立

第一節 対中国借款と「軍人の外交」の問題か

第二節 関東都督府の解体と関東軍の独立

第四章 日中共同防敵軍事協定の廃止と北滿駐兵問題

第一節 日中陸軍共同防敵軍事協定の廃止

第二節 北滿駐兵問題

第五章 ワシントン会議と在中国外国駐屯軍問題

第一節 陸軍の在中国外国駐屯軍問題対策

第二節 外務省の在中国外国駐屯軍問題対策

第三節 ワシントン会議における在中国外国駐屯軍問題

第四節 北滿撤兵と特務機関存置をめぐる陸軍と外務省の対

立

第六章 治安維持と関東軍

第一節 対滿洲政策における治安維持政策の登場

第二節 中ソ協定の成立と関東軍駐兵問題

第三節 郭松齡事件と関東軍

第七章 独立政権樹立論の登場と張作霖爆殺事件

第一節 田中義一内閣の対滿洲政策の展開と在滿諸機関の対

応

第二節 独立政権樹立論の登場と張作霖爆殺事件

第三節 張作霖爆殺以後の陸軍の対滿洲政策

第八章 柳条湖事件の勃発

第一節 第二次幣原外交の対滿洲政策

第二節 陸軍における滿蒙領有論の台頭

第三節 柳条湖事件の勃発

第九章 日滿議定書と日滿守勢軍事協定の締結

第一節 滿蒙領有から独立国家建設へ

第二節 滿洲国建国

第三節 日滿議定書と日滿守勢軍事協定の締結

終章 関東軍・提携相手・統帥権独立―関東軍滿洲駐兵問題

の歴史的意味―

序章で古屋哲夫氏、森靖夫氏、小林道彦氏、笠原十九司氏などによる先行研究の成果について述べた後、著者は本書が「近代日本の対滿洲政策の執行段階における現地軍の統帥権独立に着目し、現地において統帥権が『独立』するメカニズムとその外交政策へのインパクトを検討しようとするもの」

(二頁)であると規定する。

第一章は著者が以前一度公表した論文⁽³⁾を本書の観点から改稿して収録したものである。日露戦後に日本の勢力圏となった満洲地域においてどのような行政機関を置くか、ということについて、陸軍と外務省の間で起きた権限の争いがテーマである。日本政府が設置した「関東都督府」にあつては、関東都督には軍人が任じられることになっていた。この関東都督府が、日本政府がこの地に置くもう一つの機関であつた領事館といかなる関係にあるかが問題となつた。関東都督は外務大臣の監督下に置かれることになっていたのである。陸軍側は関東都督に領事を指揮する権限を賦与するように求めた。外務省は陸軍からの要求を拒絶した。逆に、日中間のトラブルに関して、外務省の頭越しに事態を解決しようとする陸軍の動きにも外務省は反発した。軍人には外交に関する権限がないことに加えて、現地で日本軍が動くには中国側の了解を要することになっていたのである。陸軍と外務省の間での権限に関する争いがその後の歴史を規定することが明らかにされている。

第二章は、シベリア出兵に際して日中の軍事当局間で取り決められた「日中陸軍共同防敵軍事協定」に関するものである。この協定がシベリア出兵の中でどのように作動させられ

てきたかについては、笠原十九司氏の論文がある⁽⁴⁾。本書著者はこの協定の締結過程と内容をさらに精査し、この協定によつて在満日本軍がシベリアまで動けるようになった、ということに注目する。さらに陸軍はこの協定を軍事当局者間の協定にし、併せて「統帥事項」であるということを理由にして政府の介入を遮断することに成功したことを指摘する。その上で「日中陸軍共同防敵軍事協定および日中陸軍共同防敵軍事協定実施に関する詳細協定は、現地陸軍に対し満洲における行軍を認め、満鉄附属地外への行軍に関する外交事項上の権限を与えた。このことは、結果的に陸軍をして関東都督による領事指揮監督権の必要性を低下させたのである」(五九頁)と述べている。

第三章は、関東軍が独立した主体として登場した契機について論じた箇所である。寺内内閣時代に供与された西原借款のうち「参戦借款」は、まさに中国の軍隊に関するものであつた。しかも西原借款は政府の関与しないところで供与されたものであつた。この事実を重く見た外務省は、陸軍の外交事項への関与を阻止しようと試みた。このような動きの結果、原内閣によりそれまで軍人が都督を務めていた「関東都督府」は、文官も長官に就任可能な「関東州庁」に改編された。トップに文官が就任することになった結果、それまで都督のもと

にあった陸軍部隊は、天皇直隸の「関東軍司令官」のもとに置かれる「関東軍」として出現することになったことが示される。この事態を著者は「ここに満洲において国務と統帥の分立構造ができあがったといえよう」(七九頁)と評価している。

第四章と第五章は、シベリア撤兵政策とのかかわりで重要な部分である。第四章では、第二章でとりあげた日華陸軍共同防敵軍事協定の廃止に伴う陸軍側の動きが扱われる。シベリア出兵の段階的縮小によって、原内閣は協定廃止に踏み切った。だが協定を廃止されれば、関東軍は満洲を自由に行動できる根拠を失う。そのため陸軍側は「北滿駐兵」を認めさせるべく動き始めたことが示される⁽⁵⁾。一九二〇年(尼港事件と同じ年)秋に起きた「琿春事件」(満洲北部・朝鮮やロシアとの国境近くで、武装勢力が二度にわたり日本人居住地域を襲撃し死傷者が出た)が起きたことに、日本はシベリア派遣軍の一部や朝鮮にいる陸軍部隊を越境させ、武装勢力掃討を口実とした「間島出兵」を行うことで対応した。これもまた、在満日本軍の「行動の自由拡張」に使われた。この過程で、日本は現地軍閥である張作霖との関係を深めた。そして、中国当局や張作霖との「相互諒解」による「黙認」(田中義一陸軍大臣は文書化を目指したが果たせなかった)を得て、関

東軍は実質的に北滿駐兵の権利を獲得したことが明らかにされた。

第五章はワシントン会議という大国がかかわる場に出てきた満洲駐兵問題である。在中国駐屯軍がワシントン会議の場で問題にされた。日本政府は軍事当局と外交当局との「二重外交」が問題視される中で、この外圧を利用しようとした。逆に日本陸軍は、「北滿撤兵」を余儀なくされても、北滿地域での行動の自由を確保しようと動いていた。北滿地域で陸軍が置いた特務機関の存置をめぐって、張作霖側と協定を模索するが失敗したことが記される。外務省は機関の撤退、陸軍側は存置を主張していたのである。結果として、北滿特務機関は関東軍司令官の下で存置されることになった。ところがさらに重大な事態が起き始めていた。著者は「一九二四年五月の中ソ協定締結によって、まさに関東軍駐兵の条約上の根拠が揺らぎ始める。すなわち、南滿洲からの撤退問題までもが浮上したのだった」(二三〇—二三二頁)と指摘し、これによって関東軍が新たな「満洲駐兵」の意義を見つける必要に迫られたこと、そしてその意義について次章で明らかにすることを述べて第六章につないでいる。

第六章からは、いよいよ関東軍が中国内政に関与していく部分が描かれている。一九二四年、清浦内閣の下で「対支政

策綱領」が作られ、建前としては「特定の党派に与しない」ということがうたわれる。しかし満洲では張作霖支持を変えることはなかった。だが、中ソ協定締結によってソ連軍が中東鉄道警備から手を引いたことで、「日本軍の撤退」が現実化するのを防ぐ必要が出てきた。そこで「治安維持」のため、という論拠が出てきた。関東軍が持つ「治安維持」の役割は、一九二五年の郭松齡事件で、「權益地侵害防止」を名目にした関東軍の介入という形で果たされた。そしてこの関東軍の行動を、東京の日本政府は追認した。「関東軍と陸軍中央は、駐兵問題を『覚書』もしくは『口頭上の相互の諒解』によって解決しようとしてきた。かかる方法は、その前提として中国側の提携相手すなわち張作霖が存在し、しかも張作霖が関東軍にとって都合よく『意の儘に動く』⁶ことが必要だった」（一五五頁）という本書にとって重要な見解が示される。

第七章は中国情勢の大変動の中で関東軍が遂に日本外交を引きずるような動きに出てくる部分を扱う。北伐によって中国情勢が大変動し、日本はこれまでの満洲權益が維持できるか見通せなくなった。かかる状況下、田中義一内閣は山東出兵にあたり、関東軍を南下させてその任に当たらせることも検討していた。この時の田中義一首相がとった対応について著者は「第一次山東出兵は、満洲事変における関東軍による

独断行動を正当化するための論理を関東軍に与えたという点で重要な意味を持つものであった」（一六八頁）という。そして著者は、関東軍が満洲の「自治」、すなわち中国からの実質的な切り離しを画策し始めたことを記す。これは張作霖が関東軍にとって「意の儘に動く」存在ではなくなりつつあったからである。日本政府は「張の下野」で済ませようとしたが、関東軍は「自治」を実行させる手段として張作霖以外の人物を模索し、その結果張作霖爆殺事件が起きたことを述べる。だが、張作霖の殺害も状況を動かすには至らず、張学良によって満洲は国民政府に服することになったことが結論付けられている。

第八章は満洲事変前後のことが扱われている。濱口雄幸内閣は国民政府を承認し、日中関係改善を模索したのだが、鉄道（満鉄並行線）の問題や南満洲からの撤兵問題で中国側との交渉が行き詰まっていた。このような事態に際して、陸軍の一部から「満蒙領有」が議論として登場してきたという。ただ、これは組織としての陸軍でも共有していた意見ではなかった。ところが一九三一年の中村大尉事件が「事件解決のなかで張学良が日本の望む要求を容れず外務省と陸軍中央を武力行使容認に傾かせた点で、関東軍にそうした機会（武力行使の実行―井筈）を与えることになるのである」（二〇六頁）

と著者は主張している。反面著者は、関東軍内部では、外交交渉で問題が解決してしまい、満洲撤兵が現実化するのではないか、という危惧が存在していた（二〇九頁）ことを明らかにしている。

第九章は満洲事変後から、満洲国承認までの時期を扱う。関東軍は満洲事変を起こし、一気に満洲全土を軍事制圧した。だが、陸軍中央部は一旦同意した満洲の独立政権樹立を阻止しようと試みたことが指摘される。陸軍中央部と関東軍では、軍事占領後の満洲をどうするかについて見解の相違が存在していたことが示される。⁷⁾その後関東軍は、新しく作り出した「意の儘に動く」存在としての満洲国執政溥儀に「国防の委託」と「関東軍の軍事行動・移動の自由」を明記した書簡を出させることに成功した。満洲国成立時の日本は犬養毅内閣で、承認にはやや消極的であった。しかし犬養暗殺後の斎藤実内閣は満洲国を承認し、「日満議定書」と「日満守勢軍事協定」を締結した。著者は、この時の関東軍がとった方法について、相手が「意の儘に動く」ことを期待するのではなく「『独立国』とその『頭首』としての溥儀を念頭に置いた、提携相手を作り出すといった新たな駐兵問題解決のパターンを生み出したのであった」（二三五頁）と述べている。この結果、関東軍は完全な行動の自由を確保することになったので

あった。

終章は本書全体の結論である。満洲における陸軍は、まずは外務省（直接的には領事）の監督から逃れようとしてきた。日中陸軍共同防敵軍事協定はその達成だった。外地にいる軍隊として統帥事項とされ、国務（要するに外務省）の手が及ばなくなったのである。しかしその協定が失効したあと、今度は満洲において「意の儘に動く」相手を見出し、この人物の「諒解」を取ることで軍事行動の自由を確保しようとした。併せて「治安維持」を目的とした駐兵を唱えた。在満洲陸軍部隊自身も、「二重行政」批判に対応する形で「関東州庁」とは切り離された「関東軍」として独立した存在へと変貌した。しかし、「意の儘に動く」はずだった張作霖は、自立し始めた。満洲事変は関東軍が「意の儘に動く」人物を自ら造り出すという方法であった、とされる。そして、満洲国の成立によって、関東軍は満洲全域で自由に行動できるようになった。「満洲における駐兵問題と『意の儘に動く』提携相手の存在、そして統帥権の三つは、関東軍を軸としながら、対満洲政策の実施のなかでそれぞれ密接につながっていった。関東軍はこれらすべてが出揃うことによって、満洲において独自に活動することができていたのであり、この状態を確立し維持することこそが関東軍の独断的軍事行動の要因となっていたの

である」(二五六頁)と述べて、著者は本書を締めくくっている。

三

本書は、当初関東都督府のもとにあり、行動も外交上かなり厳しく制約されていた在滿陸軍部隊が「関東軍」として「大日本帝国終焉の始まり」(二頁)を決定づけるようになるまでの研究である。陸軍が満洲において外務省からの監督を逃れようとする「関東都督府改革問題」から始まる本書は、シベリア出兵に付随する日中間の「共同防敵軍事協定」によって現地軍部隊が駐兵や行動の自由を確保していき、さらに軍人の外交容喙になる「二重行政」を解消するための策を逆手にとって組織的にも「関東軍」として独立していく過程を描き出す。戦間期、満洲駐兵の法的根拠を喪失しかけるなかで関東軍は「意の儘に動く」張作霖を支持するが、張作霖が自立を模索するとあっさりと殺害に踏み切る。著者が言及した一九二四年の「対支政策綱領」案文には、「張作霖ヲシテ其現実ノ勢力ナルモノハ要スルニ東三省ニ対スル帝国ノ実力ヲ背景トスルモノナルコトヲ明確ニ自覚セシムルコト絶対ニ必要」である、日本政府は在留邦人をよく指導し「常ニ相当權威ヲ

以テ彼二苳ミ苟モ阿附迎合的態度ヲ示シ彼ノ自負心ヲ増長セシムルカ如キコト之ナキヲ期セサルヘカラス」という一節がある⁽⁸⁾。これを関東軍は実際の行動で示したのだった。後継者の張学良が国民政府に忠誠を誓うことで日中間係が緊迫すると、関東軍は政府や陸軍中央部の意向を最終的に振り切り、「意の儘に動く」満洲国を作り出した。関東軍が鉄道附属地から踏み出し、帝国の運命を引き回すプロセスはここに完成したのである。この流れは鮮やかである。評者はかつてシベリア出兵問題を扱ったが、その時見た中国との「共同防敵軍事協定」が、このような歴史的立場づけを持つとは考えていなかった。「組織」としての関東軍がどう成長したかは本書でよくわかる。

ただ、本書はいささかの問題点もある。本書は冒頭で「現地において統帥権が『独立』するメカニズムとその外交政策へのインパクト」(前掲一頁)を扱うと宣言しつつも、最終的な結論としては「満洲における駐兵問題と『意の儘に動く』提携相手の存在、そして統帥権の三つは、関東軍を軸としながら、対満洲政策の実施のなかでそれぞれ密接につながっていった」(前掲二五六頁)としか述べていない。統帥権が独立していくメカニズムは確かに書かれたのだが、「外交政策へのインパクト」は結論部には書かれていない。確かに第九章

では満洲国承認問題が書かれているが、犬養内閣が暴力的に打倒されることで政権が変わり、日満議定書締結に至ることは示されても、関東軍がどのように働きかけたかが今一つ示されていないようにも見える。この問題は、現地中国軍閥の動きなどともかわらせつつ、関東軍内部のアクターを詳細に扱う及川氏の著書と重ねて読む必要があるのかもしれない。⁽⁹⁾

本書は、近代日本政治史の大問題である「軍事と政治」について、「在外軍隊の制度的制約からの脱出」という側面から切り込んだ重要な研究である。国内における政軍関係と並行して研究されると、更に新たなものが見出されるのではないか。

注

- (1) 藤村一郎・後藤啓倫『吉野作造と関東軍』有志舎、二〇一九年。評者はこの本も書評する機会を得ていた。『政治研究』六七号、二〇二〇年。
- (2) 及川琢英『関東軍』中公新書、二〇二三年。
- (3) 後藤啓倫『在満行政機構改革問題をめぐる陸軍と外務省、一九〇六―一九一七年』『学生法政論集』（九州大学法政学会）創刊号、二〇〇七年。
- (4) 笠原十九司「北京政府とシベリア出兵」中央大学人文

科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』中央大学出版部、一九九九年所収。この論文で、中国側が日本側の要請に抵抗して、この協定を発動させまいと腐心していたことを知ることができる。

(5) 及川前掲『関東軍』では、チェコスロヴァキア軍団がシベリアに残した武器類を、日本軍関係者が張作霖に横流ししていた事実が明らかにされている。

(6) これは『現代史資料』(7) 満州事変「みずず書房、一九六四年にある、「満蒙自由国設立案大綱」という文書に出てくる表現である。

(7) このあたりの政党内閣・陸軍中央・関東軍の熾烈な主導権争いは、小林道彦『近代日本と軍部』講談社現代新書、二〇二〇年が扱っている。

(8) 『日本外交文書』大正十三年第二冊、七九三―七九四頁。評者は外務省ウェブサイトで利用した。

(9) 及川前掲『関東軍』には、関東軍が自立して行動する契機は石原莞爾の出現である旨の指摘がある(二〇九頁)。